

協会けんぽ SAKA



整骨院・接骨院(柔道整復師)は正しくかかりましょう!



整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術で健康保険が「使える場合」は限られています。

こんな時は、健康保険が使える?使えない?

Q

筋肉疲労による疲れがなかなかとれないので整骨院に行きたいのですが、健康保険は使えますか?

A

単なる筋肉疲労では、健康保険は使えません。そのため、整骨院で施術を受ける場合は全額自己負担となります。ただし、転倒などにより急に痛みが出たときは、打撲や捻挫の恐れがありますので、医師や柔道整復師に診てもらいましょう。



Q

骨折で近くの整骨院に行き、**応急手当を受けました**。このまま整骨院に健康保険を使用して通院しても問題ないでしょうか?

A

骨折や脱臼による緊急時の応急処置の場合、医師の同意は必要ありませんが、**応急手当後に引き続き施術を受けたい場合は医師の同意が必要です**。医師の同意をもらってから整骨院に通院してください。



Q

病院で重度の捻挫と言われ通院することになりましたが、**整骨院での施術も併用したい**。健康保険は使えますか?

A

医師の治療を受けている部位を整骨院で併用して施術を受けた場合、**整骨院で健康保険を使用することはできません**。なお、併用はせずに整骨院の施術に切り替えた場合は、健康保険は使用できます。



Q

変形性膝関節症と診断されています。整骨院に行きたいのですが、健康保険は使えますか?

A

変形性膝関節症では、健康保険は使えません。変形性膝関節症や関節リウマチ、五十肩、神経痛など、外傷性ではない疾患による痛みでは、柔道整復施術で健康保険を使うことはできません。



健康経営を始めたいけど何をすればよいかわからない…

健康経営優良法人を取得したいのでサポートしてほしい…

なんと
無料!



こんな悩みを解決します! /

健康経営「エキスパート派遣」のご案内



- 健康経営アドバイザーの資格を持つ中小企業診断士が貴社へ直接訪問します。*オンライン対応可
- 健康経営を始めたい企業様や健康経営優良法人を目指す企業様などをフォローいたします。

*健康経営優良法人の申請代行は致しかねますのでご了承ください。

◆条件:次の①②を満たす協会けんぽ大阪支部加入事業所

- 事業主もしくは役員の方と面談できる中小企業(中小企業基本法上の以下の業種区分による)
 - 卸売業・サービス業: 従業員数100人以下
 - 小売業: 従業員数50人以下
 - 製造業・その他: 従業員数300人以下
- 「健康経営優良法人2022」を取得していない中小企業 ※2022年3月認定

◆実施の流れ:全2回

(1回目) 現状のヒアリングと
制度説明

約1カ月後

(2回目) 1回目訪問内容のフォローアップと
企業「健康宣言」の作成

◆派遣期間:令和4年6月1日から令和4年11月30日 ◆募集:150社(先着順)

◆費用:無料 ◆応募締め切り:令和4年10月14日(金) ※定員に達し次第終了となります。



健康経営という
漠然としたものを言語化する
大変良い機会でした。

昨年度
参加者の声 /

本当にわかりやすい対応で
助かりました。今後の健康経営に
つなげていきます。



▼エキスパート派遣申込書 協会けんぽにFAXでお申し込みください。FAX 06-7711-4610

保険証記号	<p>*保険証記号は上部の数字(7桁もしくは8桁)です。</p>								
会社名	事業主名								
所在地	電話番号								
担当者(面談者)名	所属部署	FAX							
希望の派遣方法		訪問 ・ オンライン							

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

受付時間

8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)